

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令

農業共済組合検査規程（平成元年岩手県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(検査員)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(<u>検査命令書及び身分証明書の提示並びに検査通告書の交付</u>)</p> <p>第10条 検査員は、検査に着手するときは、責任者に対し、<u>当該検査に係る別に定める様式による検査命令書及びその身分を示す証明書を提示するとともに、当該検査に係る別に定める様式による検査通告書を交付しなければならない。</u></p> <p>(検査の講評)</p> <p>第16条 <u>検査員は、検査終了に際し、責任者及び組合の監事に対し、検査によって明らかとなった事項について講評を行うとともに、責任者又は組合の監事から当該講評についての意見等を聴取するようにしなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。</u></p> | <p>(検査員)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 検査に当たっては、検査員の中から1人を当該検査の責任者（以下「検査責任者」という。）として選定するものとする。</u></p> <p>(身分証明書の提示及び検査通告書の交付)</p> <p>第10条 検査員は、検査に着手するときは、責任者に対し、その身分を示す証明書を提示するとともに、当該検査に係る別に定める様式による検査通告書を交付しなければならない。</p> <p>(検査の講評)</p> <p>第16条 <u>検査責任者は、検査終了に際し、全役員に対し、検査によって明らかとなった事項について講評を行い、それについての意見等を聴取するようにしなければならない。ただし、特別の理由があるときは、講評の時期を変更し、又は一部の役員に対して講評を行うことができる。</u></p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。